## 仕事と家庭の両立支援事業 交付要件審査シート

(4)港区中小企業男性の子育て支援奨励金						
交付金額 1事業主1回限り、10万円						
<b>チェック項目</b> (次のすべての項目に該当する事業主が対象となります。)						審査欄
交付要件	<ul> <li>① 区内に本社(個人にあっては主な事業所)をおく、中小企業基本流第2条第1項各号に定める中小企業事業主である。</li> <li>⇒ 中小企業基本法第2条第1項各号に定める中小企業事業主とは、「資または出資の総額」または「常用労働者数」のいずれかが次に該当する会認または個人の事業主です。</li> </ul>					
	業務分類	小売業	サービス業	卸売業	その他の 業種	
	資本又は 出資の額	5000 万円 以下	5000 万円 以下	1 億円以下	3 億円以下	
	常用労働者数	50 人以下	100 人以下	100 人以下	300 人以下	
	<ul> <li>② 雇用保険法に基づく雇用保険の適用を受ける事業所である。</li> <li>③ 育児・介護休業法に定める育児休業制度又は育児短時間勤務制度を就業規則等により規定している。         ⇒ 規定の内容について、制度の内容(取得方法や取得期間中の給与等の取扱いなど)について定めず、単に「育児・介護休業法に準ずる」としている場合は、要件を満たしません。</li> <li>④-1 区内に住所を有する事業所に勤務する男性従業員が、上記③により制度化された育児休業を14日以上又は育児短時間勤務を1か月以上継続して取得している。</li> <li>④-2 (育児休業で申請する場合に要該当)雇用保険法に定める育児休業給付金の支給を受けていた。</li> <li>④-3 (育児短時間勤務で申請する場合に要該当)月給制を時給制にするなど給与等雇用形態を変更したり、裁量労働制、事業場外みなし労働時間制及び変形労働時間制のまま短時間勤務をしていない。</li> </ul>					
	④-4 (育児短時間勤務で申請する場合に要該当)短時間勤務制度の利用開始後の基本給、諸手当、賞与などの水準及び基準が、短時間勤務制度の利用開始前と比較して同等以上である。					